

# 「動物は物ではなく、感覚ある命の存在」であると

## 民法改正を求める請願書

衆議院議長殿 参議院議長殿

請願事項：日本も海外同様、法の現代化を実現とし「動物は物ではなく、感覚のある命の存在」とし、そして全ての動物の法的地位が平等に定義されるよう民法の改正を請願します。

**他国の規定：**近年海外では動物の法的地位を認め「物」と差別化しています。ドイツ法では「動物は物ではない。動物は特別な法律によって保護される。その他規定が存在しない限り動物には物に適用される規定が準用される」としています。またフランス法ではフランス民法典 515-14 条「動物は感覚のある生きた存在である。動物を保護する法律の留保の元動物は財産の規定に服する」とし、EU では「感受性のある生命存在」と定義されています。この「感覚ある存在」は感受性や喜怒哀楽がある上に「感じる心」があるという事です。

**日本の現状：**日本では動物愛護管理法で「動物は命あるもの」で、大切にして傷つけてはいけないと書いてあるものの、日本民法では「本法において物とは有体物を言う」(民法 85 条) と規定し、さらに物は動産と不動産に大別され土地およびその定着物は不動産、その他の物は全て動産とされています。(民法 86 条 1 項、2 項)。動物は有体物、すなわち物であり動産とされたままの状態です。

**請願理由：**今や、ペットは愛情関係で結ばれた家族の存在です。不慮の事故（交通事故、咬傷事故等々）でペットを亡くした家族の心の負担は大きく「物」扱いでは精神的障害負担が解消出来ない場合が多くあります。「動物は物ではなく、感覚ある命の存在」と定義する事で様々な法改正に繋げ、「人間と動物の幸せな共生」の実現を促進し、動物遺棄・飼育放棄・虐待や高齢者と動物問題等のスムーズな動物保護にも繋げたいです。動物が「物」扱いで所有権の壁が立ちはだかり助けられない「命」があまりにも多すぎるのは民法 85 条が 120 年間改正されていないからで、法の現代化が必要だと考えます。動物も愛する心を持ち、悲しい時には涙を流し、喜びや怒りの感情を持って生きています。また人間は動物と関わる事で心豊かに過す事が出来ます。動物達の存在を大切にする事は私達の社会生活をもっと豊かにする事に繋がると思います。

氏名	住所（省略せず「同上」や「〃」などは使用しないで記入ください）

※この個人情報は国会請願以外には用いません。※自筆の原本を郵送にてお送りください。（コピー・FAX は無効になります）※未成年者でも署名は可能です。※日本国籍を持つ方および国内在住外国人の方も署名する事が出来ます。

主催団体名：NPO 法人アニマルレスキュードリームロード・一般社団法人 ANRI

送り先：〒540-0004 大阪市中央区玉造 1 丁目 4 番 14 号 「動物は物ではなく、感覚ある命の存在」宛